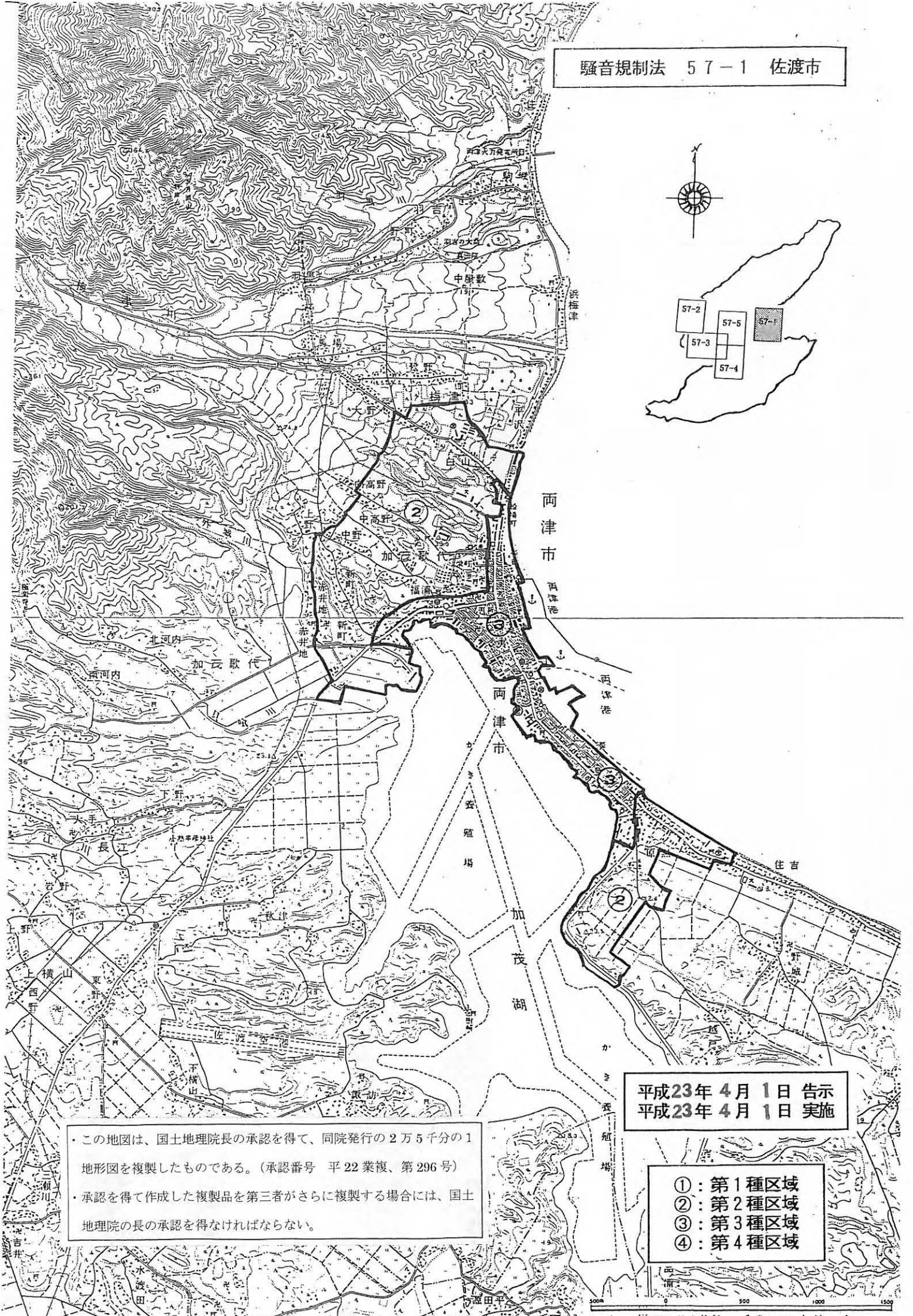
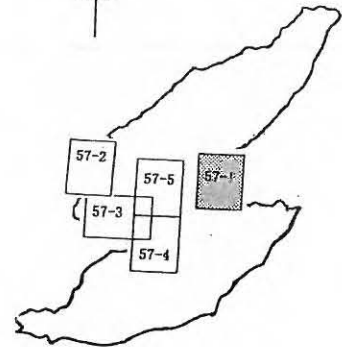
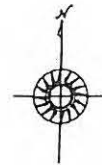
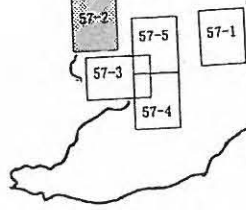
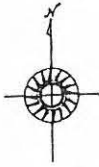




平成23年 4月 1日 告示
平成23年 4月 1日 実施

- ①: 第1種区域
- ②: 第2種区域
- ③: 第3種区域
- ④: 第4種区域

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第296号)
・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

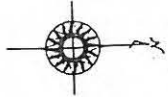


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第296号)
 ・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



平成23年 4月 1日 告示
 平成23年 4月 1日 実施

- ①：第1種区域
- ②：第2種区域
- ③：第3種区域
- ④：第4種区域



- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第296号)
- ・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

- ①：第1種区域
- ②：第2種区域
- ③：第3種区域
- ④：第4種区域

平成23年4月1日 告示
平成23年4月1日 実施

500m 0 500 1000 1500

騒音規制法 57-4 佐渡市

- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第296号)
- ・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

平成23年4月1日 告示
平成23年4月1日 実施

①: 第1種区域
②: 第2種区域
③: 第3種区域
④: 第4種区域

騒音規制法 57-5 佐渡市

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第296号)
・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

- ①：第1種区域
②：第2種区域
③：第3種区域
④：第4種区域

平成23年4月1日 告示
平成23年4月1日 実施